

特集

～市民に開かれた議会・市民に信頼される議会を目指して～

市議会のしくみ



今回の議会だよりでは、2ページ（7, 8ページ）を使用して、議会のしくみや議会の流れなどについて説明をします。

市議会って何をしているの？

私たちの刈谷市を「よりよいまち」「より住みやすいまち」とするためにどうすればいいのか、市民の皆さんで話し合えばいいのですが、実際にすべての市民が一堂に集まって市政（市の政策）を考えることはとても難しいことです。

そこで、市民の意思を市政に反映してくれる代表者を、市民が直接選挙によって選びます。この代表者が**市議会議員**です。

この市民の代表者である市議会議員によって**刈谷市議会**が構成され、市民生活に関係するさまざまな問題について話し合いをし、市政の重要な方針を決定しています。

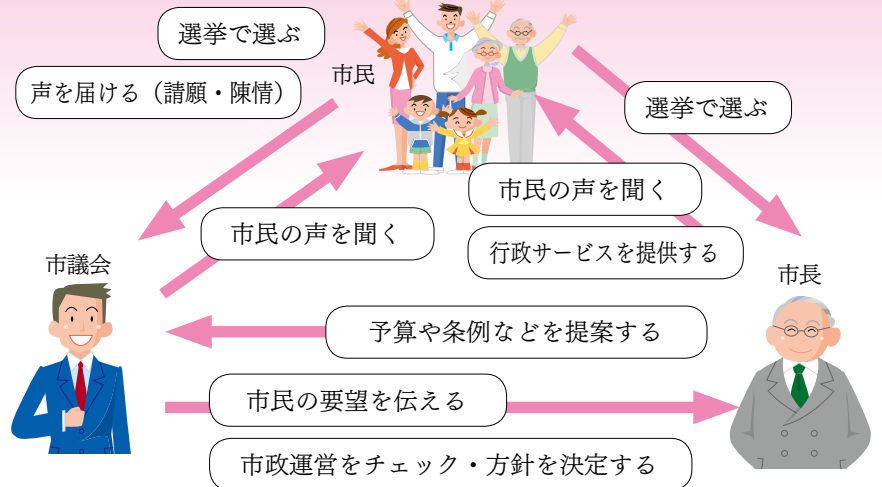
また、方針を決定するだけでなく、市長の市政運営が適切に行われているかどうかチェックする機能を有しています。

市議会の役割って？

市議会には、刈谷市をよりよいまちとするために、次の権限などが与えられています。

- ・議決権 …… 刈谷市として、次の事項などに関する意思を決定する権利
 - (1) 条例（ルール）の制定・改廃
 - (2) 予算の使い方の決定（予算の議決）
 - (3) 予算が正しく使われたかの審査（決算の認定）
 - (4) 重要な契約の締結（1億5千万円以上の工事など）
 - (5) 財産の取得・処分（5千万円以上の不動産の取得など）
- ・請願受理権…請願（市民などが国または地方公共団体などに対して、所管する事項に関し、一定の措置を取るよう、あるいは取らないよう希望し、申し出ること）を受理する権利
- ・意見書提出権…市の公益に関する事件について、国会又は関係行政庁に意見書を提出することができる権利

市民と市議会と市長との関係



市議会で行われている会議

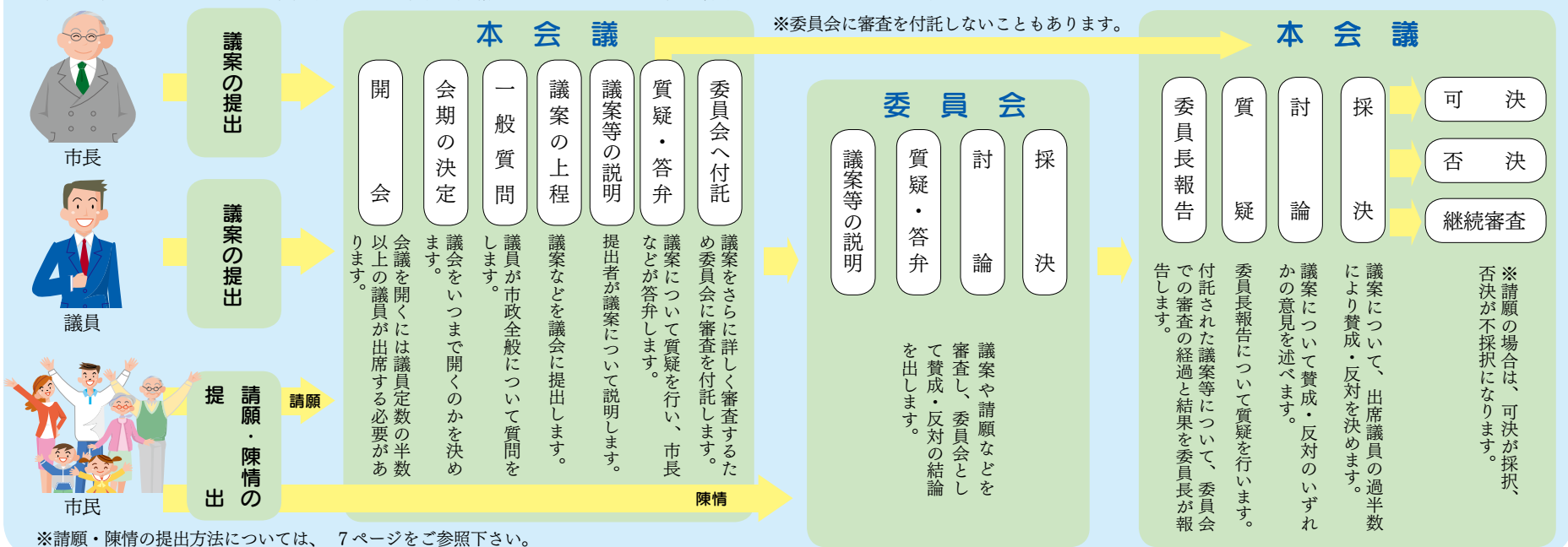
市議会で行われている主な会議は、本会議と委員会の2種類です。



市議会（本会議・委員会）ってどのように運営されているの？

議会はいつも開かれているわけではなく、年4回（3月、6月、9月、12月）定期的に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があり、市長によって召集されて開会されます。定例会・臨時会とも会期が定められ、本会議や委員会を開き、議案などを審議し、議会としての意思を決定します。

市長や議員から提出される議案、市民からの請願・陳情などの審議について、刈谷市議会ではおおむね次の順序で進められます。



編集後記

かけはし

◆消費税が5%から8%に上がり日々の生活に大きな影響を与えています。刈谷市は自動車産業の業績が好調で市内の消費、雇用等は他の自治体に比べ比較的安定しているといえますが、今後、少子高齢化による「社会保障費」の増大と公共施設、社会インフラの老朽化による「維持管理費」の増大が懸念されます。今後、財政の舵取りが重要となってくるため、議会として、市政運営をしっかりとチェックし、提言をしていきます。

◆刈谷市の人口は約14万7千人になりました。近年は65歳以上の方の人口が毎年千人近く増えているのに対し、子どもの人口は減る傾向にあります。刈谷市は県下でトップレベルの結婚率を誇り毎年約1,600人の子どもが生まれますが、3歳辺りから子どもの人口が減り始めます。ファミリー層の定住人口割合が減っている事が挙げられますが、土地価格が高いことが他市への人口流失を招いているのではないのでしょうか。どの年代においても刈谷に定住し続けたいと思える魅力的なまちづくりの推進が重要と考えます。

◆刈谷市議会では、市民の皆様のご意見やご要望をお待ちしております。年4回の定例会の「本会議」と「委員会」では、より良い住みやすい刈谷市を目指して活発な議論をしています。ぜひ、一度傍聴へお越し下さい。

（議会広報委員会）